

規程類必須項目確認書

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	休眠預金等に係る資金を活用した資金分配団体の公募
団体名:	一般社団法人福岡デザインアクション
過去の採択状況:	無し

記入箇所チェック 記入完了

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)

①規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html

②後日提出する規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

③過去通常特で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

④以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		記入完了		記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※他項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第3章 第15条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第3章 第16条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第3章 第12条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第3章 第16条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第3章 第18条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第3章 第18条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第3章 第21条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としなくてはなりません。		内定後1週間以内に提出			
●理事会の構成					
(1)理事の構成 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第4章 第23条-4	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	内定後1週間以内に提出			
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第5章 第34条	
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	決議は過半数をもって行う	第5章 第34条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第5章 第35条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
●理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限は定款第24条による。職務分担は無い	第4章 第24条	
●監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第4章 第25条	
●役員及び評議					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	無し	第4章 第28条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	無し	第4章 第28条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	会則	第6章 第27条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-1
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-2
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-3
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-4
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	会則	第6章 第29条
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	会則	第6章 第30条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	-倫理規程 -理事会規則 -役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 -就業規則 -審査会議規則 -専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福岡デザインアクションと称する。

なお、略称は「FUDA」とし、「フーダ」と読む。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、福岡・九州におけるデザイン価値の啓発を行い、デザイン分野の社会的認知を高めることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) デザイン史・表現物のWEBアーカイブ化
- (2) デザインに関する普及・啓発・教育に関わる活動
- (3) デザインによるまちづくりの推進
- (4) デザインに関する情報発信
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、運営や諸活動に参加する個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人が行う活動に参加するために入会した個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦された個人

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 一般会員になるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 一般会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会をしたとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての地位を失う。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8) 解散

(9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡

(10) 理事会において社員総会に付議した事項

(11) 前各号に定めるものの他、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。但し、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他の法令で定めた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を理事長とし、理事のうち、2名を副会長、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第24条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は理事長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の終了後において、定員を欠くに至った場合には、新に選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任する事ができる。但し、監事を解任する

場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第28条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印をする。

(理事会規則)

第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 委員会

(運営委員会)

第37条 当法人に、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、当法人の事業運営に関する重要事項について、理事会の諮問に応じて審議し、又は意見を具申する。
- 3 運営委員会の組織及び運営並びに委員の選出に関しては、規則に定めるところによる。
- 4 当法人に、事業運営の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、その他の委員会を設置することができる。
- 5 運営委員会その他の委員会の事業報告及び事業計画は、各年度の理事会において承認を受けなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第38条 当法人に事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

第8章 基金

(基金の拠出)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新に成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、第1号の書類については定時社員総会に報告し、第3号および第4号の書類については定時社員総会の承認をなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属計算書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(会則)

第45条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が会則を別に制定する。

2 会則は、制定後に開催される定時社員総会において承認を受けなければならない。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第49条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 鮎川 透

設立時理事 金子眞三

設立時理事 吉永文治

設立時理事 河地知木
設立時理事 江藤 實
設立時理事 後藤 宏
設立時理事 清水 要
設立時理事 橋本 明
設立時理事 水野 宏
設立時理事 今宮優子
設立時理事 岩城孝二
設立時理事 寶珠山 徹
設立時理事 有馬厚子
設立時理事 垣田健一郎
設立時理事 有薈浩司
設立時理事 河津一郎
設立時理事 牛島 彩
設立時理事 武田芳明
設立時代表理事 鮎川 透
設立時監事 平松聖悟
設立時監事 金子洋伸

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住所	
		氏名	金子眞三
	2	住所	
		氏名	吉永文治
	3	住所	
		氏名	河地知木
	4	住所	
		氏名	江藤 實
	5	住所	
		氏名	後藤 宏
	6	住所	
		氏名	清水 要
	7	住所	
		氏名	橋本 明
	8	住所	
		氏名	水野 宏
	9	住所	
		氏名	今宮優子

- 10 住所 [REDACTED]
氏名 岩城孝二
- 11 住所 [REDACTED]
氏名 寶珠山 徹
- 12 住所 [REDACTED]
氏名 有馬厚子
- 13 住所 [REDACTED]
氏名 垣田健一郎
- 14 住所 [REDACTED]
氏名 有壽浩司 印
- 15 住所 [REDACTED]
氏名 河津一郎
- 16 住所 [REDACTED]
氏名 牛島 彩
- 17 住所 [REDACTED]
氏名 武田義明
- 18 住所 [REDACTED]
氏名 鮎川 透
- 19 住所 [REDACTED]
氏名 平松聖悟
- 20 住所 [REDACTED]
氏名 金子洋伸

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人福岡デザインアクション設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印をする。

平成24年9月1日

設立時社員	鮎川 透
設立時社員	金子眞三
設立時社員	吉永文治
設立時社員	河地知木



設立時社員	平松聖悟
設立時社員	江藤 實
設立時写真	後藤 宏
設立時社員	清水 要
設立時社員	橋本 明
設立時社員	水野 宏
設立時社員	今宮優子
設立時社員	岩城孝二
設立時社員	寶珠山 徹
設立時社員	有馬厚子
設立時社員	垣田健一郎
設立時社員	有 ^義 蓄浩司
設立時社員	河津一郎
設立時社員	牛島 彩
設立時社員	武田 ^義 芳明
設立時社員	金子洋伸

6 字削除
7 字挿入
2 字削除
2 字挿入

1	平成 2 4 年 第	97 号
2	本 定 款 の 社 員 鮎 川 透 外 1 8 名	
3	の 代 理 人 兼 社 員 金 子 眞 三 は 自 己	
4	並 び に 被 代 理 人 が 本 定 款 に お け る 記	
5	名 押 印 を 自 認 す る 旨 本 公 証 人 の 面 前	
6	で 陳 述 し た。	
7	上 記 認 証 す る。	
8	平成 2 4 年 1 0 月 1 5 日 本 職 役 場	
9	に お い て	
10	福岡 市 中 央 区 舞 鶴 3 丁 目 7 番 1 3 号	
11	福岡 法 務 局 所 属	
12	公 証 人	野崎彌純
13		
14	本定款の第 42 条中 2 字挿入 第49条中 1字削除 1字挿入	
15	第50条中 4字削除 1字挿入 末尾記名中 1字削除 1字挿入	
16	尚本定款の第 49 条中 1 字削除 1 字挿入 末尾記名中 1 字	
17	削除 1字挿入	
18		
19		
20		

履歴事項全部証明書

福岡市中央区舞鶴三丁目1番30号
一般社団法人福岡デザインアクション

会社法人等番号	2900-05-014024		
名 称	一般社団法人福岡デザインアクション		
主たる事務所	福岡市中央区舞鶴三丁目1番30号		
法人の公告方法	電子公告により行う。 http://www.fuda-japan.org/ 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。		
法人成立の年月日	平成24年10月17日		
目的等	当法人は、福岡・九州におけるデザイン価値の啓発を行い、デザイン分野の社会的認知を高めることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。 1 デザイン史・表現物のWEBアーカイブ化 2 デザインに関する普及・啓発・教育に関わる活動 3 デザインによるまちづくりの推進 4 デザインに関する情報発信 5 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業		
役員に関する事項	代表理事 鮎 川 透		
	代表理事 鮎 川 透		平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	代表理事 鮎 川 透		平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	代表理事 鮎 川 透		平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
			令和 2年 6月25日退任
			令和 2年 7月21日登記
	代表理事 金子 眞 三		令和 2年 6月25日就任
			令和 2年 7月21日登記

	理事	鮎川透	
	理事	鮎川透	平成26年 5月28日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	鮎川透	平成28年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	鮎川透	平成30年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	鮎川透	令和 2年 6月25日重任 令和 2年 7月21日登記
	理事	金子眞三	
	理事	金子眞三	平成26年 5月28日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	金子眞三	平成28年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	金子眞三	平成30年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	金子眞三	令和 2年 6月25日重任 令和 2年 7月21日登記

	<u>理事</u>	<u>吉 永 文 治</u>	
	<u>理事</u>	<u>吉 永 文 治</u>	平成26年 5月28日重任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>吉 永 文 治</u>	平成28年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>吉 永 文 治</u>	平成30年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記 令和 2年 6月25日退任 令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>河 地 知 木</u>	
	<u>理事</u>	<u>河 地 知 木</u>	平成26年 5月28日重任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>河 地 知 木</u>	平成28年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>河 地 知 木</u>	平成30年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記 令和 2年 6月25日退任 令和 2年 7月21日登記

	理事	江 藤 實	
	理事	江 藤 實	平成26年 5月28日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	江 藤 實	平成28年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	江 藤 實	平成30年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記 令和 2年 6月25日退任 令和 2年 7月21日登記
	理事	後 藤 宏	
	理事	後 藤 宏	平成26年 5月28日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	後 藤 宏	平成28年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	後 藤 宏	平成30年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記 令和 2年 6月25日重任 令和 2年 7月21日登記
	理事	後 藤 宏	
	理事	後 藤 宏	

	理事	清水 要	
	理事	清水 要	平成26年 5月28日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	清水 要	平成28年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	清水 要	平成30年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	清水 要	令和 2年 6月25日重任 令和 2年 7月21日登記
	理事	橋本 明	
	理事	橋本 明	平成26年 5月28日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	橋本 明	平成28年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	橋本 明	平成30年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	理事	橋本 明	令和 2年 6月25日重任 令和 2年 7月21日登記

	理事	水 野 宏	
	理事	水 野 宏	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	理事	水 野 宏	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	理事	水 野 宏	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
			令和 2年 6月25日退任
			令和 2年 7月21日登記
	理事	今 宮 優 子	
			平成26年 5月28日退任
			令和 2年 4月 7日登記
	理事	岩 城 孝 二	
	理事	岩 城 孝 二	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	理事	岩 城 孝 二	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	理事	岩 城 孝 二	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	理事	岩 城 孝 二	令和 2年 6月25日重任
			令和 2年 7月21日登記

	<u>理事</u>	<u>寶 珠 山 徹</u>	
	<u>理事</u>	<u>寶 珠 山 徹</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>寶 珠 山 徹</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>寶 珠 山 徹</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>寶 珠 山 徹</u>	令和 2年 6月25日重任
			令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>有 馬 厚 子</u>	
	<u>理事</u>	<u>有 馬 厚 子</u>	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>有 馬 厚 子</u>	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>有 馬 厚 子</u>	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
			令和 2年 6月25日退任
			令和 2年 7月21日登記

	<u>理事</u>	<u>垣田 健一郎</u>	
	<u>理事</u>	<u>垣田 健一郎</u>	平成26年 5月28日重任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>垣田 健一郎</u>	平成28年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>垣田 健一郎</u>	平成30年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>垣田 健一郎</u>	令和 2年 6月25日重任 令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>有 富 浩 司</u>	
	<u>理事</u>	<u>有 富 浩 司</u>	平成26年 5月28日重任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>有 富 浩 司</u>	平成28年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>有 富 浩 司</u>	平成30年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>有 富 浩 司</u>	令和 2年 6月25日重任 令和 2年 7月21日登記

	<u>理事</u>	<u>河 津 一 郎</u>	
	<u>理事</u>	<u>河 津 一 郎</u>	平成26年 5月28日重任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>河 津 一 郎</u>	平成28年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>河 津 一 郎</u>	平成30年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>河 津 一 郎</u>	令和 2年 6月25日重任 令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>牛 島 彩</u>	平成26年 5月28日退任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>武 田 義 明</u>	平成26年 5月28日退任 令和 2年 4月 7日登記
	<u>理事</u>	<u>若 林 宗 男</u>	令和 2年 6月25日就任 令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>照 井 善 明</u>	令和 2年 6月25日就任 令和 2年 7月21日登記
	<u>理事</u>	<u>武 永 茂 久</u>	令和 2年 6月25日就任 令和 2年 7月21日登記
	<u>監事</u>	<u>平 松 聖 悟</u>	平成26年 5月28日退任 令和 2年 4月 7日登記

	<u>監事</u> <u>金子 洋 伸</u>	平成26年 5月28日退任
		令和 2年 4月 7日登記
	<u>監事</u> <u>三 反 栄 治</u>	平成26年 5月28日就任
		令和 2年 4月 7日登記
	<u>監事</u> <u>三 反 栄 治</u>	平成28年 5月26日重任
		令和 2年 4月 7日登記
	<u>監事</u> <u>三 反 栄 治</u>	平成30年 5月26日重任
		令和 2年 4月 7日登記
	<u>監事</u> <u>三 反 栄 治</u>	令和 2年 6月25日重任
		令和 2年 7月21日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人	
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	
登記記録に関する事項	設立 平成24年10月17日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 4年 6月 8日
福岡法務局
登記官

井ノ口 忠 明

